官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第９号

人事院は、人事院規則16―３（災害を受けた職員の福祉事業）第６条第１項の規定に基づき、昭和56年人事院公示第９号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　第１項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 10 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―０（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表中「132」を「133」に、

96
98

を

97
99

に、

平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	100
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	100
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	100

を

平成平成
平成平成
平成平成
平成平成

23年４月１日から24年３月31日まで	101
24年４月１日から25年３月31日まで	101
25年４月１日から26年３月31日まで	101
26年４月１日から27年３月31日まで	100

に改める。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 11 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表を次のように改める。

別表

年　齢　階　層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	4,688	13,207
20歳以上25歳未満	5,173	13,207
25歳以上30歳未満	5,721	13,589
30歳以上35歳未満	6,139	16,312
35歳以上40歳未満	6,571	18,803
40歳以上45歳未満	6,750	21,355
45歳以上50歳未満	6,865	23,924
50歳以上55歳未満	6,738	25,214
55歳以上60歳未満	6,057	24,747
60歳以上65歳未満	4,916	19,935
65歳以上70歳未満	3,930	15,579
70歳以上	3,930	13,207

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 12 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 28 年３月 31 日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　別表第１中

96
98

を

97
99

に、

平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	100
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	100
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで	100

を

平成24年４月１日から平成25年３月31日まで
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
平成27年４月１日から平成28年３月31日まで

101
101
101
100

に改める。